

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正  
する条例

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年大磯町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月15日提出

大磯町長 中 崎 久 雄